

岐 阜 県 公 報

目 次

規 則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税 務 課)

一^{ページ}

告 示

岐阜県税条例施行規則第十二条第三項に規定する自動車税に係る徴収金の収納事務

(税 務 課)

三

岐阜県税条例施行規則第十二条第二項に規定する自動車取得税及び自動車税に係る徴収金の収納事務

(同)

三

訓 令 甲

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令

(税 務 課)

三

規 則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十六号

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県税条例施行規則（昭和二十五年岐阜県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の六第一項中「第五十八条の六第一項」を「第五十八条の七第一項」に改め、同条第三項中「第七十三条の三第三項」を「第七十三条の四第三項」に、「第五十八条の六第二項」を「第五十八条の七第二項」に、「第五十八条の三第二項」を「第五十八条の三第二項」に改め、同条を第七十三条の七とする。

第七十三条の五の見出し中「農地保有合理化法人等」を「農地利用集積円滑化団体等」に改め、同条第一項中「第五十八条の五第一項」を「第五十八条の六第一項」に改め、同条第三項中「第五十八条の五第三項」を「第五十八条の六第三項」に、「第五十八条の五第一項」を「第五十八条の六第一項」に、「適用がある」を「適用があるべき」に改め、同条第四項中「第五十八条の五第三項」を「第五十八条の六第三項」に改め、同条を第七十三条の六とする。

第七十三条の四第一項中「第五十八条の四第一項」を「第五十八条の五第一項」に改め、同条第三項中「第五十八条の四第二項」を「第五十八条の五第二項」に、「第五十八条の三第二項」を「第五十八条の四第二項」に改め、同条を第七十三条の五とする。

第七十三条の三第一項中「第五十八条の三第一項」を「第五十八条の四第一項」に改

め、同条第三項中「第五十八条の第三項」を「第五十八条の四第三項」に改め、同条第四項中「第五十八条の第三六項」を「第五十八条の四第六項」に改め、同条第五項中「第五十八条の第三七項」を「第五十八条の四第七項」に改め、同条を第七十三条の四とする。

第七十三条の二第一項中「第五十八条の二第一項」を「第五十八条の三第一項」に改め、同条第二項中「第五十八条の二第三項」を「第五十八条の三第三項」に、「第五十八条の二第二項」を「第五十八条の三第二項」に、「適用がある」を「適用があるべき」に改め、同条第三項中「第五十八条の二第三項」を「第五十八条の三第三項」に、「第五十八条の二第一項」を「第五十八条の三第一項」に改め、同条第四項中「前条第二項」を「第七十三条第二項」に改め、同条を第七十三条の三とし、第七十三条の次に次の一条を加える。

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等)

第七十三条の二 条例第五十八条の二第一項の規定による不動産取得税の減額の適用を受けようとする者は、同項の証明を受けた日から六十日以内に、第九十一号様式による申請書を県税事務所長に提出しなければならない。

2 条例第五十九条に規定する不動産の取得の申告書のうち、条例第五十八条の二第三項において準用する条例第五十六条第二項の規定により、条例第五十八条の二第一項の規定の適用があるべき旨の記載をする申告書は、第九十一号様式とする。

3 条例第五十八条の二第三項において準用する条例第五十八条第二項の規定による不動産取得税に係る徴収金の還付の申請書は、条例第五十八条の二第一項の証明を受けた日から六十日以内に、第九十一号様式によつて県税事務所長に提出しなければならない。

4 前条第二項の規定は、前項の申請書を受理した場合について準用する。

- 第七十条、第七十一条、第七十二条、第七十三条第一項、第七十三条の二第一項から第三項まで、第七十三

様式目次中 第九十一号様式

不動産の取得(住宅の取得(特例適用)・徴収猶予該当)申告書、住宅用土地の取得(減額(徴収猶予該当))申告書、不動産取得税の減額(納税義務免除)(還付)申請書

条の三第一項、第三項及び第四項、第七十三条の四第一項及び第三項、第七十三

三項の五第一項、第三項及び第四項、第七十三条の六第一項及び第三項、第七十三條並びに附則第四条

第九十一号様式
不動産の取得(住宅の取得(特例適用)・徴収猶予該当)申告書、住宅用土地の取得(減額(徴収猶予該当))申告書、不動産取得税の減額(納税義務免除)(還付)申請書

第七十条、第七十一条、第七十二条、第七十三条第一項、第七十三条の二第一項から第三項まで、第七十三

に改める。

三條の六第一項、第三項及び第四項、第七十三條の七第一項及び第三項、第七十四條並びに附則第四条」

第十二号様式裏面、第十五号様式、第二十三号様式、第二十四号様式、第二十七号様式、第四十一号様式裏面及び第四十二号様式中「加算した割合」とを「加算した割合(正該加算した割合が年7.3/パーセントの割合を超える場合は、年7.3/パーセントの割合)と」に改める。

第九十一号様式中「第73条の6」を「第73条の6、第73条の7」に改める。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第三百三十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により指定代理納付者の指定をしたので、岐阜県会計規則(昭和三十一年岐阜県規則第十九号)第三十七條の三の規定により告示する。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

指定代理納付者の名称及び住所 ヤフー株式会社 東京都港区赤坂九丁目七番一号	指定代理納付者に納付させる歳入 自動車税	指定代理納付者に歳入を納付させる期間 平成二十六年五月七日から平成二十七年三月三十一日まで
---	-------------------------	--

岐阜県告示第三百三十一号

岐阜県税条例施行規則(昭和二十五年岐阜県規則第四十三号)第十二条第二項に規定する自動車取得税及び自動車税に係る徴収金の収納事務について、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八條の二第一項の規定により次のとおり委託したので、同条第六項において準用する同令第五百五十八條第二項の規定により告示する。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

受託者の名称及び住所	委託内容	委託期間
一般社団法人岐阜県自動車会議所 岐阜市日置江二六四八番地の二	自動車取得税及び自動車税の申告受付及び収納事務	平成二十六年四月一日から平成二十七年四月七日まで

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十四号

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県税事務処理規程(昭和六十年岐阜県訓令甲第一号)の一部を次のように改正す

総 務 部
出 納 事 務 局
各 県 税 事 務 所
自 動 車 税 事 務 所

る。

第三十九条第一項中「第二百二十八条第一号」を「第二百二十八条第一項第一号」に改め、同条第四項及び第五項中「第二百二十八条第三号」を「第二百二十八条第一項第三号」に改める。

第五十七条第三項中「の各号」を削り、同項第三号中「第五十八条の三第七項、第五十八條の四第十一項」を「第五十八條の三第三項、第五十八條の四第七項」に、「第五十八條の七第四項、第五十八條の七の二第三項及び第五十八條の七の三第三項」を「及び第五十八條の七第三項」に改め、「条例第五十八條の二第三項」の下に、「第五十八條の三第三項及び第五十八條の六第三項」を加え、「第五十八條の三第五項」を「第五十八條の四第五項」に改め、「第五十八條の四第一項、第四項、第六項及び第八項、」を削り、「第五十八條の六第二項、第五十八條の七第三項、第五十八條の七の二第二項並びに第五十八條の七の三第二項」を「及び第五十八條の七第二項」に改める。

第九十九条第一項中「又は第五十八條の二第二項」を「第五十八條の二第一項又は第五十八條の三第一項」に改める。

第一百一条中「条例第五十八條の四第二項及び第五十八條の六第二項」を「第五十八條の四第二項（条例第五十八條の五第二項及び第五十八條の七第二項）に、「第五十八條の五第二項」を「第五十八條の六第二項」に改める。

第一百一条の二第一項中「第五十八條の三第四項、第五十八條の四第二項、第五十八條の五第三項及び第五十八條の六第二項」を「第五十八條の三第三項、第五十八條の四第四項、第五十八條の五第二項、第五十八條の六第三項及び第五十八條の七第二項」に改める。

第一百三一条第一項中「第七十三條の三第一項」を削り、「又は第七十三條の六第一項」を「第七十三條の六第一項又は第七十三條の七第一項」に改め、同条第二項中「第七十三條の三第二項、」を削り、「又は第七十三條の六第二項」を「第七十三條の六第二項又は第七十三條の七第二項」に改める。

別記第三十七号様式その一裏面、同様式その二裏面及び同様式その三裏面中「加算した割合」とし「加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合）」とすることを定める。

別記第五十五号様式中「滞納処分のため」とし「滞納処分のため、岐阜県税条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる国税徴収法第141条の規定により」と改める。

別記第七十六号の二様式、別記第七十八号様式、別記第八十号の二様式、別記第八十三号様式その一裏面、別記第八十三号の二様式その一裏面、別記第二百一十号様式裏面、別記第二百二十二号様式、別記第二百二十七号様式裏面、別記第二百三十八号様式、別記第二百三十八号の六様式裏面、別記第二百四十七号様式その一裏面、同様式その二、別記第二百五十二号様式その一裏面、別記第二百六十八号様式裏面及び別記第三百一十号様式中「加算した割合」とし「加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合）」と改める。

附則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。